分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{13} ＝ 0.020

C_{14} ＝ 0.019

C_{15} ＝ 0.019

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 13 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{13} ＝ 0.021

α　前号算式の符号αに同じ。

F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.019

G_{15} ＝ 0.019

G_{16} ＝ 0.019

G_{17} ＝ 0.016

H_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 13 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{13} ＝ 0.069

I_{14} ＝ 0.032

I_{15} ＝ 0.031

るものを除く。）の額に相当する額

C_{12} ＝ 0.020

C_{13} ＝ 0.020

C_{14} ＝ 0.019

C_{15} ＝ 0.019

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 12 年度及び平成 13 年度においての財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{12} ＝ 0.020

E_{13} ＝ 0.021

α　前号算式の符号αに同じ。

F_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.019

G_{15} ＝ 0.019

G_{16} ＝ 0.019

G_{17} ＝ 0.017

H_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 12 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{12} ＝ 0.068

I_{13} ＝ 0.069

I_{14} ＝ 0.032

I_{15} ＝ 0.032